

大阪市地域魅力創出建築物修景事業 申請の手引き



2022 年 6 月

大阪市都市整備局



目 次

はじめに～地域魅力創出建築物修景事業について～	1
1 制度の流れ	2
2 修景相談について	3
(1) 修景相談の流れ	3
(2) 修景相談制度利用上の留意事項等	4
(3) 修景相談の例	5
3 修景補助について	6
(1) 修景補助の流れ	6
(2) 補助内容	7
○補助額	
○補助対象費用	
(3) 要件について	8
○補助対象建築物の要件	
○補助事業の要件	
(4) 各手続きの説明	14
○事前協議について	
○修景補助金交付申請について	
○事業着手届について	
○工事完了実績報告書について	
○補助金の請求について	
4 魅力発信等について	19
(1) 魅力発信等の例	19
○都市整備局による魅力発信	
○建物所有者等による魅力発信	
○建物所有者等が他の団体と連携して実施する魅力発信	
別添資料	22
事前協議申出書（記入上の注意・記載例）	
修景補助金交付申請書（記入上の注意）	
委任状（記載例）	

はじめに ～地域魅力創出建築物修景事業について～

地域魅力創出建築物修景事業は、『建築物の修景を促進することにより、地域魅力の創出を図ること』を目的に、市内全域の建築物を対象に、「修景相談」と「修景補助」を実施するとともに、修景された建築物等を活かした「魅力発信等」に取り組むものです。

修景相談

修景に関する基本的な説明や情報提供・参考事例の紹介等を行う「一般相談」と、具体的な修景計画をはじめ、修景に関する多様な事項に対して専門的な助言を行う「専門家相談」を実施します。

修景補助

地域魅力の創造・発信につながる質の高い修景を行う建物に対する補助制度で、外観の特徴を活かした改修やまちなみに配慮した整備等を行う場合に、工事費の一部を補助します。

魅力発信等

ホームページやツイッターによる情報発信とあわせ、イケフェス大阪^注等の建物を活かした魅力発信の取組みなどとの連携を図ります。また、建物所有者の方々が実施する魅力発信の取組みに対して積極的に協力していきます。

注) 生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪



1 修景とは・・・

建物の外観の特徴を活かした改修や、まちなみに配慮した整備を「修景(しゅうけい)」と呼んでいます。「修景」により磨きがかかった建物は、地域魅力の向上にとって重要な役割を果たします。

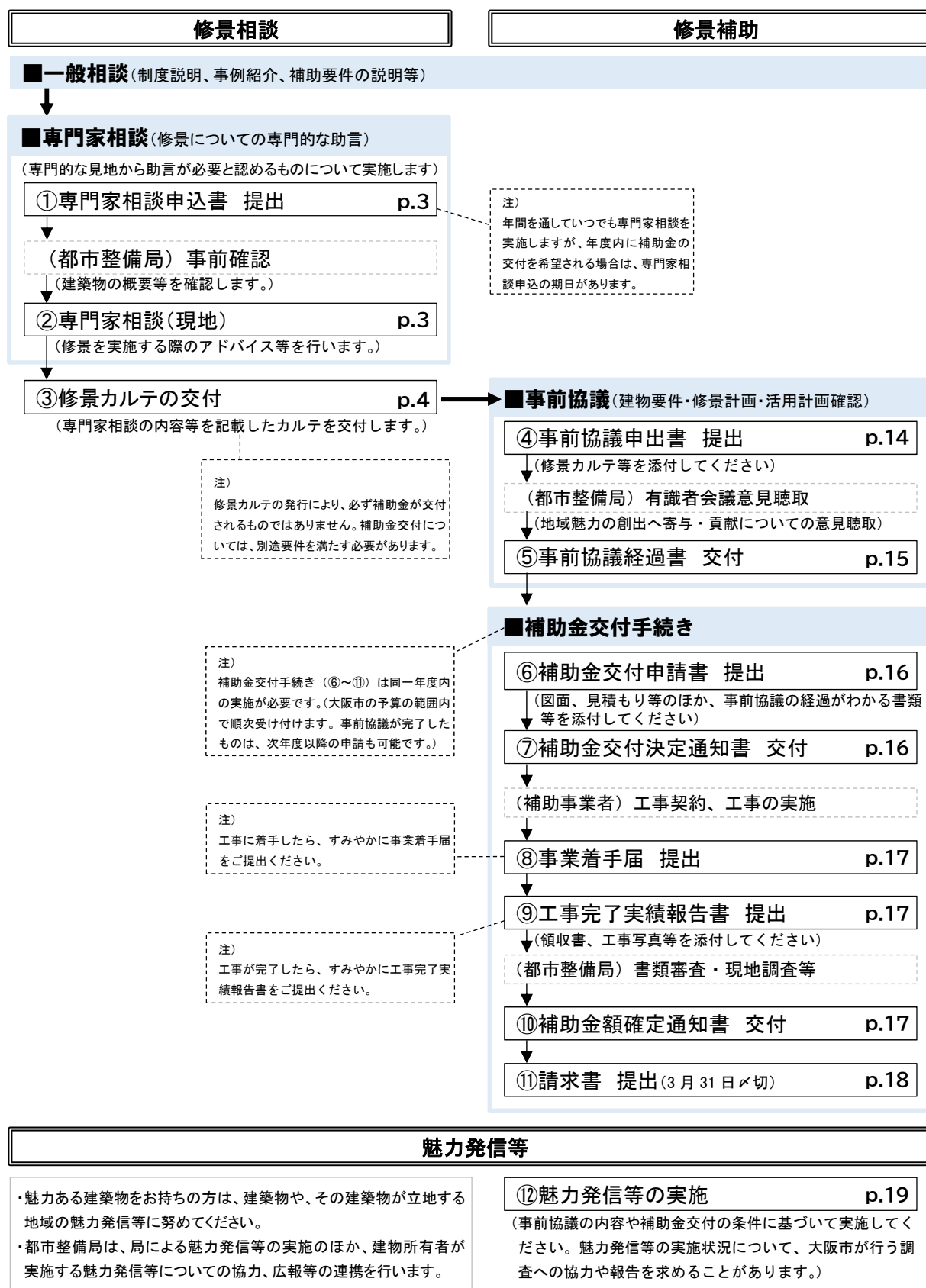
これまでに補助を活用して修景した事例（大阪市地域魅力創出建築物修景事業モデル修景）



モデル修景について、詳しくはこちらをご覧ください。



1 制度の流れ



- ・修景補助にあたっては、まず修景相談を受けてください。
- ・その後、事前協議(上図④～⑤)で修景内容等について協議を行いますので、協議完了後に補助金交付手続き(上図⑥～⑪)を行ってください。

2 修景相談について

地域魅力創出建築物修景事業では、建物の外観の特徴を活かした改修や、まちなみに配慮した整備等、「修景」に関する相談を随時、無料で受付けています。

修景に関する基本的な説明や情報提供・参考事例の紹介等を行う「**一般相談**」と、具体的な修景計画をはじめ、修景に関する多様な事項に対して専門的な助言を行う「**専門家相談**」を実施します。まずはお気軽にお問合せください。

一般相談

市内の建築物の修景に関する基本的な説明や、参考事例の紹介等を担当職員が行います(予約不要)。受付時間内であればいつでも対応いたします。電話での相談も承ります。

専門家相談

一般相談で内容をお伺いし、より専門的な見地からの助言が必要と判断される場合は、専門家による詳細な相談を受けることができます。事前に日程調整した上で、対応いたします。

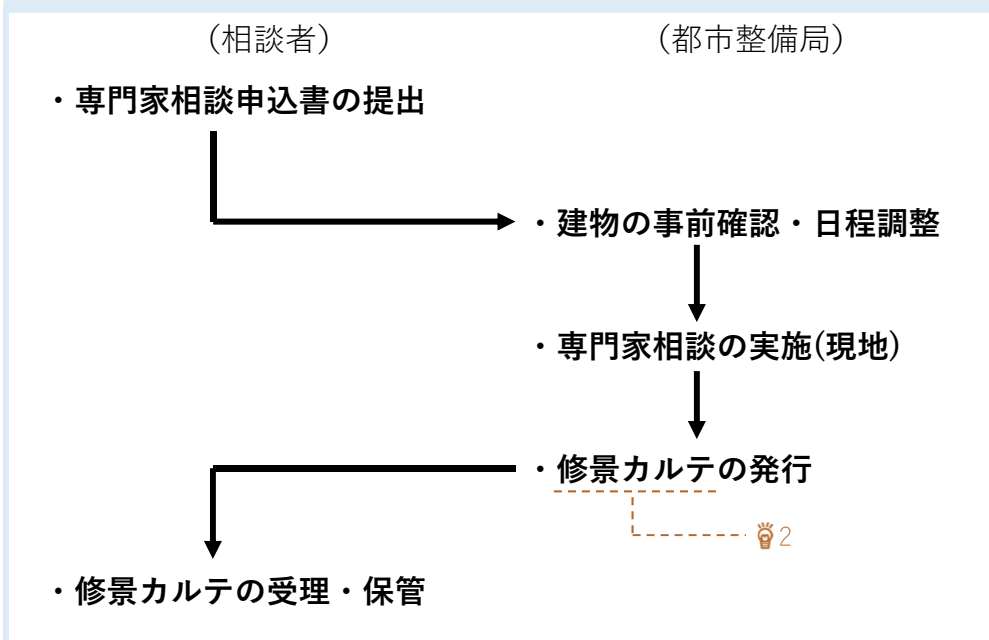
(1)修景相談の流れ

■一般相談（制度説明、事例紹介、補助要件の説明等）



より専門的な見地からの助言が必要な場合

■専門家相談（修景についての専門的な助言）





2 修景カルテとは・・・

専門家相談をもとに大阪市が作成する書類で、建物の特徴となる点や修景のポイントなどを記載しています。修景カルテは、専門家相談を実施した建物について発行します。

修景カルテの例



表紙



現地確認、専門家相談をもとに、
外観の特徴や修景のポイント等
について記載



専門家相談時の聞き取り内容
など

注) 相談建物の状況や相談内容により、修景カルテの記載内容やページ数等は変わります。

(2) 修景相談制度利用上の留意事項等

- ・ 修景相談の対象は、大阪市内の建物です。
- ・ 修景相談は、修景についての基本的な相談をお受けするもので、設計やデザインを行うものではありません。また、修景を実施するにあたっては各種法令等を遵守してください。
- ・ 補助金交付申請にあたっては、専門家相談を受けていただく必要があります。
- ・ 年間を通していつでも専門家相談を実施しますが、年度内に補助金の交付を希望される場合は、専門家相談申込の期日があります。
- ・ 国により文化財指定(重要文化財・国宝への指定)を受けている建物や建築基準法等にあきらかに違反している建物などは専門家相談を受けることができません。
- ・ 修景カルテは、補助金交付申請の事前協議の際に必要なになりますので、大切に保管してください。
- ・ 相談建物の譲渡や貸付を行う場合は、譲渡や貸付を受けられる方へ修景カルテを継承してください。

(3) 修景相談の例



室外機や看板を整理してすっきりしたファサードにしたい

ファサード…建物の正面の外観

取り外したり、雰囲気良くカバーしたり、建物にあわせて塗り替えたり、いろいろな方法があるよ



室外機を塗装した事例



室外機を撤去した事例



建築物の外観の特徴が引き立つようにライトアップで演出したい！

建物が綺麗に見えるだけでなく、まちの雰囲気も良くなるね。



建物全部を修景するのは大変そう。ちょっと直すだけでもいいのかな？

せっかく直すなら、建物の雰囲気にあった素材や色にすると良いね。



窓枠を既存のデザインに合わせて木製で復元した例



そのほかにも・・・

- ・大阪市内の修景事例をできるだけたくさん知りたい！
- ・建物の正面に古い装飾があるけど、残すべきかな？新しく建て替える建物に活かすことってできるの？
- ・長年、地域で愛されてきた歴史ある建物。傷んだ外観を整えて大切にしたいけど、何から始めたらいいか・・・

など、どんなことでもお気軽にお問合せください！

修景相談について詳しくはこちら→

